

長井市訪問看護ステーション

1. 事業の目的

病気やけがなどにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

利用者の心身の特性をふまえて、日常生活動作の維持回復や向上を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援するものです。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 当事業所の概要

所在地	山形県長井市屋城町2番1号		
サービスの種類	① 介護保険による訪問看護（訪問看護 ・ 介護予防訪問看護） ② 医療保険による訪問看護		
事業所番号	0661590000	通常の事業実施地域	長井市
管理者	加藤 紀子	従事者の員数	常勤3人・非常勤4人・非常勤事務員1人
業務日及び業務時間	月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時まで		
営業日	土日祝日・12月29日～1月3日までは除く。 24時間体制をとっております。休日及び時間外の対応は、電話当番看護師への連絡となります。		

4. 利用料

区分	利用料の種別		内 容	金 額
介護保険 関係	利用料		指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに該当する訪問看護	介護保険法に定められた一部負担金の額
	その他の 利用料	訪問超過費	通常の訪問看護を超えた場合(30分につき)	770円
		処置料	死後の処置	5,500円
		衛生材料費	死後の処置に係る必要な物品	実費相当額
医療保険 各法関係	基本利用料		通常の訪問看護(1.5時間まで)	医療保険各法に定められた一部負担金の額
	その他の 利用料	交通費	市内 (1回の訪問につき)	200円(上限3,000円/月)
			市外 (1回の訪問につき)	50円/km
		訪問超過費	1.5時間を超えた場合(30分につき)	770円
			営業日以外の日に訪問した場合(30分の訪問につき)	1,080円
		処置料	死後の処置	5,500円
		衛生材料費	看護上必要な物品	実費相当額
上記以外 の場合	交通費		市内 (1回の訪問につき)	200円(上限3,000円/月)
			市外 (1回の訪問につき)	50円/km
	訪問費		営業日以外の日に訪問した場合(1件につき)	1,080円
	処置料		死後の処置	5,500円

備考

- 1 交通費のうち、市外への訪問に係る距離については、ステーションからサービスの提供を受ける者の居宅までの往復の距離とし、当該訪問距離に0.5km以下の端数が生じたときはこれを切り捨て、0.5kmを超える端数が生じたときはこれを切り上げる。
- 2 訪問超過費及び訪問費は30分間を基準とし、超過した時間に15分以下の端数が生じたときはこれを切り捨て、15分を超える端数が生じたときは30分とする。

※子育て支援医療証や特定疾患医療受給者証、重度心身障害(児)者医療証などの医療証をお持ちの方は、利用料が免除もしくは減額されます。

5. 緊急時における対応方法

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

6. サービスの内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の訪問看護に関する相談・苦情窓口

担 当	長井市訪問看護ステーション 管理者 加藤 紀子 主 任 井渕 真弓	電 話 番 号	0238－82－8010
-----	--------------------------------------	---------	--------------

(2) 対応方法 電話、文書等にて相談・苦情を承ります。

- ①事実関係を確認し、不具合を調整します。必要に応じて介護支援専門員等に連絡し、連携して対応します。
- ②文書や口頭にて回答します。

その他、長井市福祉あんしん課長寿介護係、山形県国民健康保険団体連合会、山形県後期高齢者医療広域連合、山形県社会保険診療報酬支払基金でもお受けします。

7. 虐待の防止のための措置

サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、関係機関に連絡させていただきます。

担 当	長井市訪問看護ステーション 管理者 加藤 紀子	電 話 番 号	0238－82－8010
-----	-------------------------	---------	--------------

8. 個人情報保護の取扱い

個人情報を本業務に必要な範囲を超えて取り扱わないこととする。